

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目次

- ◆ 告示 保険医の登録
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定 (六件)
- 土地改良事業の認可 (三件)

告 示

鳥取県告示第九百一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤 井 昭	鳥医第二、一〇六号	昭和五十一年十月二十二日
吉 岡 正 和	第二、一〇七号	"
児 玉 啓 介	第二、一〇八号	"

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
益 永 恭 光	鳥国医第二、一〇五号	昭和五十一年十月十八日
佐 蔵 真 琴	鳥国業第 三四二号	" 二十一日
市 谷 和 子	" 第 三四三号	"
藤 井 昭	鳥国医第二、一〇六号	" 二十二日

吉 岡 正 和	第二、一〇七号	〃
児 玉 啓 介	第二、一〇八号	〃

鳥取県告示第九百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を昭和五十一年十一月十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十四号

昭和五十一年七月二十八日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（北沼田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十五号

昭和五十一年九月十七日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（下楚利地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六号

昭和五十一年九月二十七日付けで大山町から申請のあつた土地改良(赤松地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七号

昭和五十一年九月二十七日付けで大山町から申請のあつた土地改良(中禎原地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八号

昭和五十一年九月二十八日付けで岸本町から申請のあつた土地改良(吉長地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九号

昭和五十一年十月十五日付けで日南町から申請のあつた土地改良（鉄穴内地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（赤碓地区ほ場整備）事業は、土

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百十一号

境港市から申請のあつた市営土地改良（森岡地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百十二号

境港市から申請のあつた市営土地改良（森岡三軒屋地区農道整備事業）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。
昭和五十一年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三